令和８年度

佐賀県違反建築防止週間実施要領

１．趣　　旨

良好な市街地の形成及び建築物の安全性確保のために建築基準法が果たす役割や同法に定められている建築の諸手続等の重要性について、県民の皆様に認識をより深めていただくとともに、違反建築物に対して所要の措置を積極的に講ずるための事業を行う。

２．実施期間

令和８年１０月１５日（木曜日）～１０月２１日（水曜日）まで

３．実施内容

（１）違反建築の防止のための啓発活動等

違反建築防止週間の周知等、県民の皆様に認識をより深めてもらう。

・ポスターの掲示
・パンフレットの配布
・ホームページによる発表、報道機関への情報提供
・建築相談所の開設

（２）違反事実の把握及び是正のための取り組み

県下一斉公開建築パトロールを実施する。

工事中の現場に立ち入り、違反建築物の実態を把握するとともに、建築物の所有者、管理者、設計者、工事監理者及び工事施工者に適切な指導を行い、建築基準法の是正措置を積極的に講ずる。

実施要領細目

１．建築相談所の開設

（１）日　　時　　令和８年１０月１９日（月曜日）９：００～１６：００
令和８年１０月２０日（火曜日）９：００～１６：００

（２）開設場所　　佐賀土木事務所、東部土木事務所、唐津土木事務所
伊万里土木事務所、杵藤土木事務所、県建築住宅課
佐賀市建築指導課

２．県下一斉公開建築パトロール

（１）日　　時　　令和８年１０月２１日(水曜日)９：００～１６：００

（２）対象地域　　県内全域

（３）重点事項

・違反建築の防止及び工事現場における確認表示の徹底
・適切な工事監理の指導
・工事完了検査申請書及び中間検査申請書提出の指導

（４）積極的にパトロールを行う建築物

・工事完了予定日を経過しているが、完了検査申請がされていない建築物
・工事完了予定が間近の建築物
・中間検査対象建築物で特定工程前の建築物
・１年以上是正されないまま放置されている違反建築物
・建築基準法に違反する認知症高齢者グループホーム等の是正の徹底

３．動員体制

区　　分	実 施 区 分	対 応 職 員
佐賀市建築指導課	佐賀市	１３名
佐賀土木事務所	多久市、小城市	２名
東部土木事務所	神埼市、神埼郡 鳥栖市、三養基郡	４名
唐津土木事務所	唐津市、東松浦郡	３名
伊万里土木事務所	伊万里市、西松浦郡	２名
杵藤土木事務所	武雄市、杵島郡 鹿島市、嬉野市、藤津郡	３名
県建築住宅課	佐賀市以外	建築指導担当６名